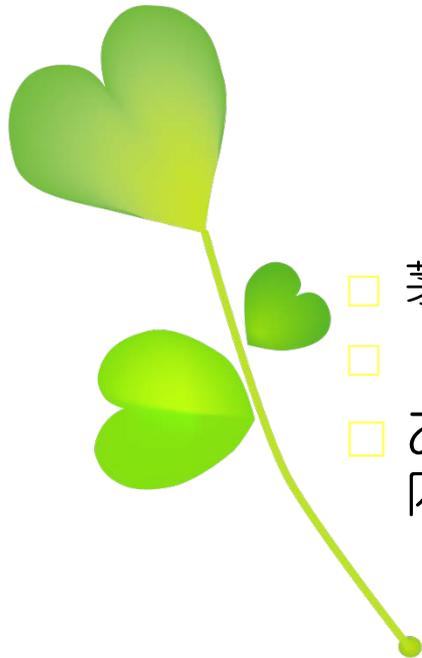


# 茅ヶ崎市の犯罪被害者 支援の取組について



平成28年2月15日

茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例制定記念講演会



- 茅ヶ崎市役所 市民安全部市民相談課
- 
- お問い合わせ先：0467-82-1111  
内線1269、1261～1262

# 1. スタートのきっかけ

## 犯罪被害者基本法第11条

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

## 茅ヶ崎・寒川被害者支援ネットワークのつながりから

被害者支援自助グループ茅ヶ崎（のちの「ピア・神奈川」）の代表が構成メンバーとして出席。

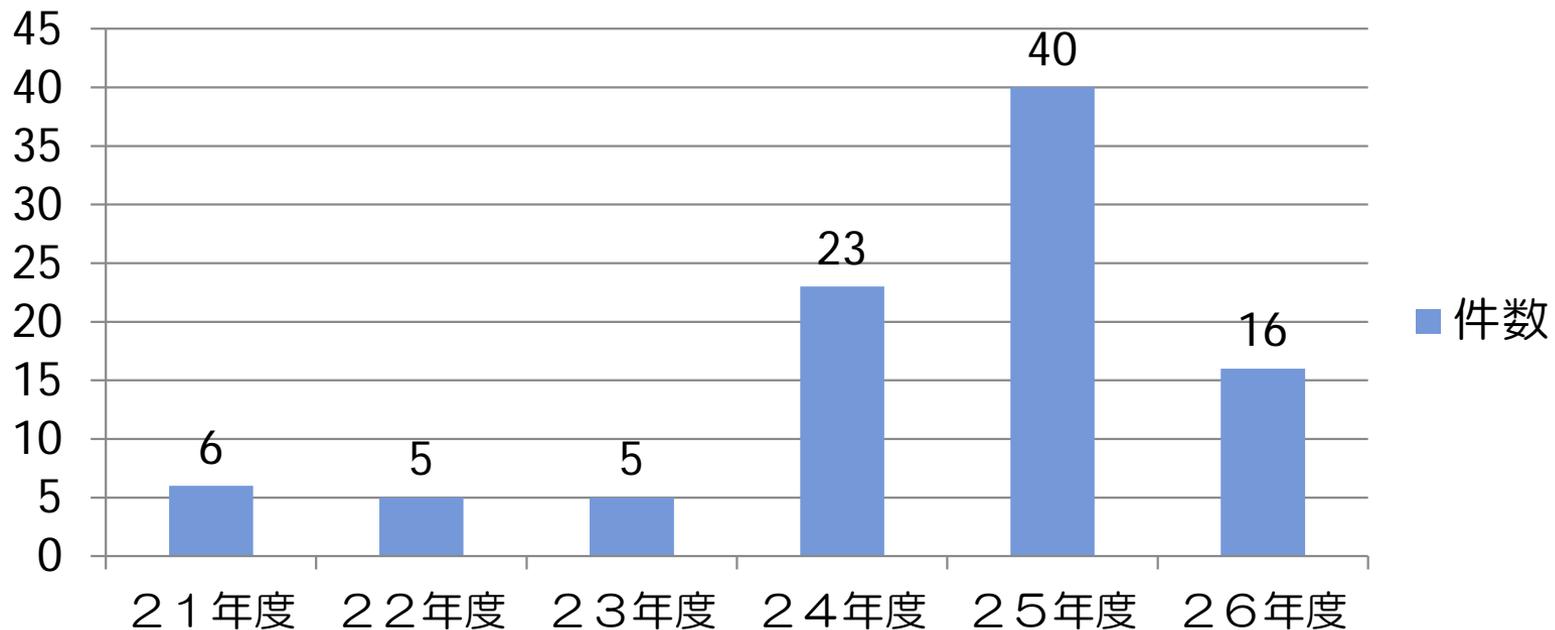
「電話一本と小さな相談室を提供いただければ、力になりたい」

## 2. これまでの取組

### 相談窓口を開設

平成21年7月に被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協定を締結し、平成21年8月に相談窓口を開設

### これまでの相談件数



※平成24年より職員が相談に応じている件数も追加しているため数が増加しています。



「広報ちがさき」に広告を掲載しませんか?  
広告の掲載は1面と3面です  
詳細は秘書広報課まで

- 主な内容
- 21年度国民健康保険料率を決定しました 3面
  - 第36回サザンダーちがさき花火大会 4面
  - 中海岸地区の選挙事業 6面

●人口-233,631人 ●世帯数-93,158世帯 (平成21年6月1日現在)

## ひとりで悩まないで! 犯罪被害者を強力支援

私たちの暮らす社会は、以前に比べ犯罪や事故に突然巻き込まれる危険性が高くなってしまいました。誰もがいっしょ被害者になっておかしくありません。犯罪被害者への支援は被害に遭った少数の人たちの救済ではなく、私たち自身の問題なのです。

市では、被害に遭った人の不安や悩みなどの解決に向けた相談窓口を、8月から開設します。  
【市民相談課市民相談担当】



力を合わせて被害者を支援  
7月31日(木)に開催された「ピア・サポート」研修会が、市民相談課で実施されました。

「ピア・神奈川」渡辺代表からのメッセージ  
ある「突然、犯罪や事故に巻き込まれた被害者」を支援する。これは、6月1日「かながわ県民生活」が「犯罪被害者サポート」を特集した。この特集は、犯罪被害者への支援を促す。犯罪被害者への支援は、被害者本人だけでなく、被害者家族、近所の人々、地域社会など、被害者を取り巻く人々への支援である。犯罪被害者への支援は、被害者本人だけでなく、被害者家族、近所の人々、地域社会など、被害者を取り巻く人々への支援である。

「交通事故相談も開設」  
本市では、8月から「犯罪被害者支援センター」が開設される。このセンターでは、犯罪被害者への支援を行う。犯罪被害者への支援は、被害者本人だけでなく、被害者家族、近所の人々、地域社会など、被害者を取り巻く人々への支援である。



犯罪被害者支援センターの受付の様子(7月21日撮影)

■専門相談の開設

相談	8月からの相談日	相談内容
犯罪被害者支援相談	第1・第3水曜日	犯罪被害者等の悩みに関する相談(13時~16時) 電話相談・面談(予約制)
交通事故相談	月~木曜日	市民相談課による交通事故相談
労働相談	第4水曜日	横浜地方労働局南支局心労労務室による相談
司法士相談	第2火曜日	不動産業者協会、成年後見制度委員会などの事務点に関する相談
暮らしと事業の相談	第4月曜日	行政官による通商、相続、内容証明郵便、県への許可申請手続き相談
民事家事調停手続き相談	月曜日・木曜日	長谷川下ラブラブル協議会の調停などを裁判官の調停制度により解決を図るための手続きを支援

※油断もなまけもあるメタボ(河津 洋平)  
◆7月1日号1面のちがさきメール配信サービスホームページのアドレスに誤りがありました。お詫びして訂正します。  
誤 [http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/menu/mail\\_service/mail\\_service.html](http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/menu/mail_service/mail_service.html) 正 [http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/menu/mail\\_service/mail\\_service.html](http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/menu/mail_service/mail_service.html)

## 広報ちがさき 平成21年7月15日号 1面

広報紙掲載の他、ケーブルテレビの市の広報番組でも特集をとして放送。

被害に遭って、  
何をどうしていいか  
分からない

交通事故で  
軽傷で済んだけれど、  
事故のことが  
忘れられない

家族を守れなかった…  
苦しい

被害に遭った友人に、  
どう声を掛ければ  
いいのだろう

加害者が憎い、  
許せない

DVのこと、誰にも  
話せない

事件の後、家族が  
バラバラでつらい

同じ経験をした人と  
話したい

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

相談をお受けするにあたり、一番心掛けていることは「傾聴」です。その方が何をお話したいのか、ゆっくり何度かお話を伺って信頼関係を築いていく。そこからようやく支援の第一歩が踏み出せると思っています。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョクツトちゃん」



ピア・神奈川のみなさん

(左から) 上野さん、西村さん、祝部さん、渡辺さん、橋本さん、西谷さん

## もしも犯罪に遭ってしまったら…ひとりで悩まずご相談ください

市では被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協力して「犯罪被害者等支援相談」を開設しています。犯罪や交通事故に遭われた当事者だけでなく、大切なご家族を亡くされたご遺族のご相談もお受けします。大きな被害を受けていないと相談できないのではないかと思います。悲しい時はどうぞ話しに来てください。相談は、電話や面談で受けており、匿名でも可能です。

【市民相談課市民相談担当】

◇相談窓口／市役所本庁舎3階市民相談課  
(毎月第1・3水曜日10時～16時)

◇電話相談／(82)1111  
電話交換手に「犯罪被害者支援相談へ」と  
お伝えください

広報ちがさき 平成26年12月1日号

どのような相談が市にはできるのか、だれが相談に応じるのかがわかりやすい記事になるよう作成しました。

事件の大きさなどにかかわらず、つらい気持ちをひとりで抱えずに相談して欲しいという部分に重点を置いた内容になっています。

# 誰でも犯罪被害に遭う可能性があります

誰もが安心して暮らすことができるように

市では、犯罪被害に遭われた方が1日でも早く平穏な生活を営むことができるよう「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、27年11月25日に施行しました。身近な相談窓口として地域の実情に応じた支援を適切かつ、きめ細かに提供します。

犯罪被害は、いつ誰の身に起きても不思議ではありません。被害に遭うと、その事実を受け入れることもできないまま、さまざまな問題や心身に起こる変化に直面することになります。

犯罪被害者支援は被害に遭った方のためだけではなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会のために必要な施策です。「こんなこと相談していいのだろうか…」「重大な被害ではないけれど…」などと思わずお気軽にご相談ください。

【市民相談課市民相談担当】

## 犯罪被害に遭うと… 市や関係機関がサポートできること

### これからどうなるの？ 誰に相談したらいいの？

- ・まず何をどうしたらいいかわからない。
- ・同じ経験をした人の話が聞きたい。

- 市役所市民相談課では犯罪被害に遭われた方、ご遺族やご家族の困り事、不安、疑問について総合的に相談できる窓口を開設しています。
- 被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協力し、「同じ経験をした人の話が聞きたい」「ただ話したいことを聞いて欲しい」といったご希望にも応じます。
- 市の他にもさまざまな機関が支援を行っています。ご相談内容に応じ、適切な機関におつなぎします。

### 経済的に不安…

- ・仕事に行けなくなってしまった。
- ・収入が途絶えてしまうかもしれない。
- ・医療費など出費が増えてしまう。

- 見舞金を支給します。※
- 犯罪被害者の方も利用できる既存の制度があります。
- 他機関が行う貸し付けなどの経済的な支援があります。

### 自宅が事件現場になってしまった…

- ・事件後、家に帰ることができない。
- ・これまでの家に住み続けることができない。

- 転居費用や転居先の家賃補助金を支給します。※
- 他機関が行う住居に関する支援があります。

### 家のことができなくなってしまった…

- ・事件のショックで何もできない。
- ・介護の支援が必要になった。
- ・裁判の準備などやるが増えてしまった。
- ・子どもを預けたい。

- 家事介護を行うヘルパーを派遣します。※
- お子さんの一時預かりに要した費用の一部に補助金を支給します。※
- 犯罪被害者の方も利用できる既存の制度があります。

※ 見舞金・住居確保・日常生活の支援は、警察に被害届けを出し、一定の基準を満たした方が対象です。詳細は、市役所市民相談課へご相談ください。相談や情報提供は、どなたでも受けられます

## みなさんのご協力が必要です

犯罪被害を受けた後、再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な方、地域の方の理解と支えが必要となります。

条例では「市民は、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする」と市民の責務を定めています。

難しいことや特別なことは必要ありません。そっと寄り添うことが十分な支えとなります。

市では、「犯罪被害に遭った方にどう接すればいいかわからない」といったご相談にも応じています。

もしも、犯罪被害に遭ったら一人で悩まず、市の相談窓口へ

相談窓口 市役所本庁舎3階市民相談課

(28年1月4日(月)～市役所新庁舎2階)

電話相談 ☎(82) 1111

電話交換手に「犯罪被害者支援相談へ」とお伝えください

広報ちがさき  
平成27年  
12月1日号 3面  
条例の施行に合わせて掲載しました。

# 3. 茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について

## 条例制定までの経過

- 平成26年10月 「市長の一日相談」において、「ピア・神奈川」メンバーより被害者が創る条例研究会が作成された「市町村における犯罪被害者等基本条例案」が提出され条例制定の要望を受ける
- 平成26年10月 提出された条例案や先進自治体の条例及び制度を参考に条例案作成に着手
- 平成26年12月 市議会一般質問において市議会議員より条例制定の要望を受ける
- 平成27年3月から4月 条例案のパブリックコメントを実施
- 平成27年7月 パブリックコメント結果公表  
(20名の方より53件のご意見をいただきました。)
- 平成27年9月 平成27年第3回市議会定例会に「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例(案)」を提出し、可決され9月30日に「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を公布
- 平成27年11月25日 「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」施行

### 3. 茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について

茅ヶ崎市では、**身近な相談窓口**として地域の実情に応じた支援を適切かつきめ細かに提供するため、「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、平成27年11月25日に施行しました。

#### 条例の特徴

-  基本理念や市の責務、市民の責務などを定めた基本条例
-  被害者の方の声を反映させた支援策
-  国や県と重ならない支援策

# 条例において実施する具体的な支援の対象者

## 対象

犯罪被害があった時に茅ヶ崎市民であり、警察に被害を届け出ており、次のいずれかに該当する場合具体的な支援策の対象となります。

- ① 犯罪行為による被害により死亡した場合
- ② 犯罪行為による被害により1か月以上の加療を要する被害を受けた場合
- ③ 性犯罪の被害を受けた場合（1か月以上の加療を要さない場合）

# 支援内容

## 見舞金の支給（第7条）

- ①お亡くなりになった方のご遺族に50万円を支給します。
- ②1か月以上の加療を要する被害を受けられた方に10万円を支給します。
- ③性犯罪の被害に遭い1か月以上の加療を要さない方に5万円を支給します。

## 住居確保の支援（第8条）

自宅や自宅付近が犯罪被害の現場となり、引き続き居住することができない場合

- ①10万円を上限に転居費用支援金を支給します。
- ②転居後新たに入居する賃貸住宅の家賃補助として3万円を上限に6か月まで家賃支援金を支給します。

# 支援内容

## 日常生活の支援（第9条）

### ①家事・介護支援

犯罪被害に遭ったことで、家のことに手が回らない、家事を担っていた方を失ってしまった、介護が必要になったなど日常生活に支障をきたしている場合に、それぞれ60時間を上限に家事・介護を行うヘルパーを派遣します。

### ②一時預かり支援金の支給

裁判や通院など犯罪被害に遭ったことでお子さんを預けなければならない場合に、お子さんの一時預かりに要した費用を3000円を上限に5回まで支給します。

## 相談及び情報の提供（第6条）

※相談及び情報の提供については対象を限定せず、どなたのご相談にも応じます。

引き続き、市民相談課において犯罪被害に遭った方やご家族、ご遺族の不安や疑問、困りごとについて総合的に相談に応じます。

「何をどうしたらいいかわからない」「何の手続きが必要で、どんな支援が受けられるのかわからない」といった状況に陥ってしまっている被害者の方のお話をまずはお伺いし、庁内各課や関係機関とも連携し、ご相談内容に応じ、必要な対応を行います。

- 月曜～金曜 8：30～17：00 職員がお受けします。
- 第1・3水曜 10：00～16：00  
ピア・神奈川の相談を開設しています。

## 市民への啓発（第10条）

犯罪被害に遭われた方が再び安心して日常を送ることができるように・・・

地域全体で被害者の方を温かく支えることができるよう啓発活動を実施します。

市民の方に、犯罪被害に遭うとはどういったことなのか、どのような状況に置かれ、どのような問題を抱えることになるのかを知っていただくとともに支援の必要性を理解していただくために、広報紙やリーフレットなどにおいて説明と呼びかけを行います。

また、犯罪被害者の方が二次被害に遭うことのないよう、被害者の方に接する際の留意点などもご紹介したり、「犯罪被害に遭った方にどのように接したらいいのかわからない」といったご相談にも応じます。



## 皆様へのお願い

市では広報紙やホームページなど様々な媒体を利用し「犯罪被害者等支援相談」について広報を行いますが、市からのお知らせには限界があります。

被害に遭った方が相談窓口にたどり着くことができるよう、皆様に「市が犯罪被害者等支援相談を行っている」ということを知っていただき、もしも犯罪被害に遭われた方と接することがあった際には、被害者の方に情報提供を行っていただき、市民相談課までご案内いただきますようお願いいたします。

御理解御協力よろしくようお願いいたします。